

令和6年度 大分市市民後見人養成講座 募集要項

1 目的

成年後見等の担い手として市民を養成し、もって認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、成年後見制度を円滑に利用し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目的として開催します。

2 主催

社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

3 受講要件（以下(1)～(6)の全ての項目に該当する事が条件となります）

- (1) 高齢者や障がい者への福祉活動に理解と熱意があること。
- (2) 本講座で得た知識を生かし、地域で生活している認知症高齢者など意思決定が困難な人を、その権利を擁護する立場から、市民後見人等として活動する意思があること。
- (3) 20歳～70歳までの方で心身ともに健康であること。
- (4) 大分市に住所を有し、現に在住していること。
- (5) 原則として養成講座の全日程すべてに参加できること
- (6) 民法第847条に定める欠格事由に該当していないこと。（未成年者、破産者等）

4 定員 20名

※応募者多数の場合は抽選となります。

5 日程

令和6年9月7日～令和6年11月9日 の延べ6日間

※詳細は別紙「令和5年度大分市市民後見人養成講座プログラム」を参照

尚、諸事情によりプログラムが変更となる場合がありますので、ご了承ください。

6 会場

〒870-0839 大分市金池南1丁目5番1号

J:COM ホルトホール大分 3階 福祉関係団体活動室他

7 受講料

無料

8 申込み

(1)受講を申し込まれる方は、別紙申込書に記入し、以下申込先まで郵送、ファックス、メール、または持参にてお申込みください。

(受付期間) 令和6年7月1日(月)～ 令和6年8月1日(木)

(2)申込用紙は J:COM ホルトホール大分4階大分市社会福祉協議会、大分市役所第二庁舎2階大分市成年後見センター窓口で配布します。また、大分市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードすることができます。

9 受講者の決定

受講の可否は、8月下旬までに申し込み者全員に郵送にてご連絡します。

10 修了要件

(1)養成講座の修了には、すべての講座に出席していただく必要があります。ただし、欠席をされた場合は、補講を受けていただくことで修了する事ができます。

(2)補講の方法については、養成講座内でご案内いたしますが、対人援助の基礎、援助の実際①、援助の実際②の科目については、補講ができません。

1 単位でも欠席すると本年度中に修了する事は出来ませんので、ご注意ください。

(3)次年度末までに補講する事が出来なければ、修了要件の対象外となりますのでご注意ください。

11 その他

(1)本養成講座修了者には、修了証書を交付します。

(2)遅刻や欠席をする場合は、必ず後見センターまでご連絡を下さい

※その他詳細につきましては下記までお問い合わせください

(3)感染症の流行等によっては、中止若しくは延期とさせていただきますことを予めご了承ください。

【 問い合わせ・申込先 】

社会福祉法人大分市社会福祉協議会

大分市成年後見センター 末宗・山下・赤峰・小田

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市役所第二庁舎2階

電話：097-547-7774 Fax：097-547-7773

Mail：kouken@oita-syakyo.jp

大分市市民後見人養成講座申込書

記入年月日 令和 年 月 日

フリガナ		
氏名		
生年月日	年 月 日	年齢 歳
住所	〒	
電話番号	(自宅) (携帯電話)	
応募動機 (右記の当てはまる項目にチェック、若しくは理由をご記入下さい。)	<input type="checkbox"/> 成年後見人等に【 ・就任している ・就任予定 】	
	<input type="checkbox"/> 近隣、身近な人の相談を受けた(受けたことがある)	
	<input type="checkbox"/> 将来、市民後見人を目指している	
	<input type="checkbox"/> 成年後見制度に興味がある	
	<input type="checkbox"/> 自分自身の学習の一環として	
	<input type="checkbox"/> その他(下記にご記入下さい)	

※この申込用紙に記載されている個人情報については、この事業以外で使用することはありません。

大分市社会福祉協議会

令和6年度 大分市市民後見人養成講座カリキュラム

R6.6.3 現在

開催日	曜日	時間（休憩含）	（分）	単位	科 目	講 師
1日目	9/7 土	9:30～9:45	15		開講式・ガイダンス	
		9:45～12:45	180	3.0	市民後見概論と基本的視点	弁護士
		13:45～16:15	150	2.5	成年後見概論・任意後見制度の理解	司法書士会
2日目	9/18 水	10:00～10:05	5		ガイダンス	
		10:05～12:05	120	2.0	申し立て手続きと必要書類の作成	司法書士会
		13:05～14:05	60	1.0	家庭裁判所の役割	大分家庭裁判所
		14:15～16:45	150	2.5	援助の実際 ①（認知症高齢者とのコミュニケーション技法を学ぶ）	認知症介護実践者
3日目	10/2 水	9:30～9:35	5		ガイダンス	
		9:35～10:35	60	1.0	成年後見制度を取りまく関係制度 ① 生活保護制度	市担当課
		10:50～11:20	30	0.5	成年後見制度を取りまく関係制度 ② 健康保険	市担当課
		11:30～12:00	30	0.5	成年後見制度を取りまく関係制度 ③ 年金	年金事務所
		13:00～14:30	90	1.5	消費生活問題について	消費生活センター
		14:40～16:40	120	2.0	高齢者福祉の理解（介護保険制度・権利擁護の視点）	ケアマネ協会
4日目	10/12 土	9:30～9:35	5		ガイダンス	
		9:35～12:35	180	3.0	民法 ① 家族法 民法 ② 財産法	弁護士会
		13:35～16:05	150	2.5	障がい者福祉の理解（障がい者に関する法律・権利擁護の視点）	障がい者支援事業所
5日目	10/26 土	9:30～9:35	5		ガイダンス	
		9:35～10:35	60	1.0	日常生活自立支援事業・やすらぎ生活支援事業の理解	あんさぼ
		10:45～12:45	120	2.0	まとめ 成年後見人等の実務 後見事務終了時の手続き	司法書士会
		13:45～16:15	150	2.5	援助の実際②（障がい者とのコミュニケーション技法を学ぶ）	社会福祉士会
6日目	11/9 土	9:30～9:35	5		ガイダンス	
		9:35～12:35	180	3.0	対人援助の基礎	大分大学教授
		13:35～15:35	120	2.0	市民後見活動の実際（後見支援員の活動について）	大分市成年後見センター
		15:40～16:10	30		説明会	センター職員

ビデオ補講不可の単元

* フォローアップ研修は別途開催します。

* 感染症の流行などにより、講座カリキュラムの日程や科目の変更がある場合がございます。

* 5日目講座終了後にレポート作成の説明をし、6日目に提出していただきます。（テーマ「私が思う市民後見人とは」）